

業的ニ犯シタルトキハ第九十條ニ定メタル刑ヲ以テ之ヲ處罰ス
管轄——參審員二名の人民裁判所（刑事訴訟法第二十五條）。

第九十條。 印票ナキ物品ノ賣買

（一九二四年十月十六日ノ新法ニヨリテ添加）

印票ナキ貴金屬製品ヲ貯藏シ及ヒ商企業ニ於テ之ヲ販賣シタルトキハ該製品ノ試験及ヒ押印ノ手数料ノ最低十倍ノ金額ニ當ル金錢刑ヲ以テ之ヲ處罰シ且ツ發見シタル無印票ノ製品ヲ沒收ス

管轄——參審員二名の裁判所（刑事訴訟法第二十五條）。

第九十一條。 健康ニ危険ナル商品偽造

一般的使用品ヲ偽造シテ健康ニ危害ヲ與ヘタルトキ又ハ與フル虞アルトキ並ニ斯ル物品ヲ販賣シタルトキハ最低一年ノ期間ノ監禁ニ處シ財産ヲ沒收シ及ヒ商業ヲ營ムコトヲ禁ス

管轄——參審員二名の人民裁判所（刑事訴訟法第二十五條）。

行政手續による追放及び放逐に處し得ることについては第八十條の註一に述べたることが本條にも

妥當す。

第九十二條。 劣悪ナル種子ノ販賣

使用ニ堪エサル種子ヲ知リテ販賣シタルトキハ最低二年ノ期間ノ嚴重ナル隔離ニヨル監禁ヲ以テ之ヲ處

罰ス

註、但シ特ニ種子ノ賣買ニ從事スル者カ本條ノ罪ヲ犯シタルトキハ刑ハ之ヲ三年マテ加重ス

管轄——參審員二名の人民裁判所（刑事訴訟法第二十五條）。

第九十三條。 暴利

暴利、即チ借主ノ貧窮状態又ハ難澁状態ヲ利用シテ、貸付金額ニ對シテ法律ニ許シタルヨリモ高率ノ利子ヲ職業的ニ徵收シ、又ハ生産用具、家畜、農作物、園藝果實又ハ種子ヲ明ラカニ當該地方ニ普通ナル標準ヲ越エタル報酬ニテ使用セシメタルトキハ一年以下ノ強制労働又ハ全一期間ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰シ財産ノ一部ヲ沒收シ或ハ沒收セス

管轄——參審員二名の人民裁判所（刑事訴訟法第二十五條）。

一、第九十三條に依れば、暴利は (a)、金錢消費貸借、(b) 物の貸借の場合に可能なり。

(a) 金錢消費貸借。金錢消費貸借は消費貸借の普通の場合にして、消費貸借は金錢のみならず代替物につきても可能なり。代替物の消費貸借の場合には標準を越えたりとて處罰せらるゝこと無し。たゞ金錢の消費貸借の場合にのみ然るなり。消費貸借にありては利子の徵收が許るされてあり。利子は契約に於て定めあることを要す。（民法典第二百二十條）。利率の額につき協定なきときは、法定利子を支拂ふべきものとす。（民法典第一百十條）。法定の利子は所要の金額の年六歩なり。（民法典第一百十條）。そ

れ以上の利子を取ることも禁じられてゐるには非ず。此ことは民法典第二百一十一條より推定せらるゝなり。即ち二條には、契約にそれ以上の利子が定めなきときは、遅滞の場合には法定の利子を支拂ふべし、といふことが規定しあり。一般に法律には、それ以上の利子を取ることを得ざるが如き標準は示されて無し。(ノグイツキ、消費貸借論、モスコ、一九二三年、一八頁、参照)。若し消費貸借に於て年六歩以上の利子を約定したるときは、民法典第二百十六條によれば、その消費貸借は満期前にその解約申込を爲すことを得るものにして、處罰せらるべきものに非ず。若し處罰せらるゝものとするれば民法典第三十條によれる取引は無効となるべく、また民法典第二百十六條は何等の意味をも有せざることゝ成るべし。禁じられ居るは唯だ複利の計算(民法典第二百十三條)なり、故に、刑法典第九十三條は單に複利の徴収に關するものにして、過度に高率の利子の徴収に關係せるものには非ずと想定せざるべからず。後者の場合には民法典第三十三條によりて取引を取消し及び任意の時に之を解除することを得るなり。處罰せらるゝことなし。

(b) 物の貸借。物の貸借は民法典第五十二條乃至第七十九條に規定せられてあり、物の貸借にありては、法律が規定せざるべからざる金銭消費貸借の場合と異り、可罰性を決定するは、要求したる報酬の適否に關する取引慣習なり。

二、金銭消費貸借に於ても物の貸借に於ても、貸主が借主の窮迫状態又は難澁状態を利用したる場

合に限り、可罰適状を想定し得るなり。

第九十四條 恐喝取財

恐喝取財、即チ人ニ對シテ暴力ヲ加フヘキコト又ハ財産ヲ破壊スヘキコトヲ以テ威脅シテ何等カノ財産權上ノ利益又ハ物ニ關スル權利ノ給付ヲ要求シ、若シクハ何等カノ行爲ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——參審員二名の人民裁判所(刑事訴訟法第二十五條)。

第九十五條 誣罔的恐喝

恐喝取財ガ當該被害者ヲ貶下スル事實ヲ公表スヘキコト又ハ被告者ノ違法行爲ヲ官廳ニ報告スベキコトノ威脅ヲ伴ヘルトキ(誣罔的恐喝)ハ二年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——參審員二名の人民裁判所(刑事訴訟法)。

第九十六條 物件毀損

官廳、企業又ハ私人ノ所有ニ懸ル物件ヲ故意ニ破壊又ハ毀損シタルトキハ一年以下ノ監禁又ハ同一期間ノ強制労働若クハ二百金一以下の金銭刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——參審員二名の人民裁判所(刑事訴訟法第二十五條)。

物件とはたゞ動産物件とのみ解すべきなり。(民法典第二十一條、參照)。

第九十七條 一般的危險性ヲ有スル物件毀損

放火、溢水又ハ其他一般ニ危險ナル何等カノ方法ヲ以テ故意ニ何等カノ物件ヲ毀損シタルトキハ五年以下ノ嚴重ナル隔離ニヨル監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——縣裁判所（刑事訴訟法第二十六條 d）。

第九十七條（一） 輸送規程ノ違反

（本條ハうくらいなノミニ之ヲ施行ス）

鐵道、水路、及ヒ空中ノ輸送能力又ハ電信及ヒ電話ノ能力ヲ故意ニ毀損シテ右ノ輸送方法又ハ電信若クハ電話ノ聯絡ヲ妨害シ又ハ妨害スル虞アルトキ、並ニ保護設備ヲ故意ニ毀損シタルトキハ、刑法典第七十五條及ビ第七十六條ニ定メタル罪ノ特徴ヲ有セサルトキハ最低三年ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス
公布シタル規程ヲ遵守セザリシ結果前項ノ物ヲ過失ヨリ毀損シタルトキハ三百ル一ぶる以下ノ金錢刑又ハ強制勞働ヲ以テ之ヲ處罰ス

第九十八條 特許權侵害

正規ノ方法ニヨリテ登記ヲ爲セル他人ノ發明又ハ特權ヲ利慾的目的ニテ猥リニ使用シタルトキハ一年以下ノ強制勞働又ハ無斷使用ニヨリテ獲タル利益ノ三倍額ノ金錢刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——參審員二名の人民裁判所（刑事訴訟法第二十五條）。

訴追は訴の提起を待ちてのみ之を行ふものとす。告訴の取下は許るるなり。（刑事訴訟法第十一條）。

特許權の法源は一九二四年十一月までは一九一九年六月三十日の發明に關する規程なりき。同規程は實に貧弱なる規則にして、茲に之を掲ぐれば、ロシアに於ては發明の届出はたゞ眞の發明者の名義を以て之を爲すことを得、といふこと、ロシアに於て爲したる發明は之をロシアに於て未だ登記せざるうちに外國に於て届出することを得ず、といふに盡くるなり。

新しき特許權の規定は一九二四年九月十二日の命令によりて聯盟の全域に效力を有するものとして發布せられたり。（フロインド著「ソヴィエツト聯盟に於る營業權の保護」ベルリン、一九二四年、及びハイフェツツ著、ロシアの新特許法、ベルリン、一九二四年、を参照すべし。）

第九十九條 商標權ノ侵害

他人ノ商標、工場標又ハ營業標、押印、雛型、並ニ他人ノ商號又ハ他人ノ名義ヲ猥リニ使用シタルトキハ一年以下ノ強制勞働又ハ無斷使用ニヨリテ獲タル利益ノ三倍額ノ金錢刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——參審員二名の人民裁判所（刑事訴訟法第二十五條）。

- 一、訴追は訴の提起を待ちてのみ之を行ふ。告訴の取下は許るるなり。（刑事訴訟法第十一條）。
- 二、商標は一九二二年十一月十日及び一九二三年七月十八日の兩命令（フロインド著、ソヴィエツト

ロシアの民法、二三四頁以下、参照)、及び一九二三年十月六日を以て公布せられたる最高經濟評議會訓令、(法令全輯、一九二三年、第六百九十七條)に規定せられてあり。

第七章 軍事犯罪

本章は今日に於ては社會主義ソヴィエツト共和國聯盟軍事犯規則(本稿の後に收録)を以て補充せらる。

第二百條 概 念

法律ニ定メタル軍務秩序及ヒ共和國ノ武力ヲ以テスル其任務ノ履行ニ反シテ爲シタル赤衛軍隊及ビ赤衛艦隊ノ軍人ノ罪、而シテ特ニ其種類及ヒ意義ニ於テ、陸海軍々務ニ在ラサル者カ犯スコト能ハサル行爲ハ特別ノ軍事犯罪ト認ム

管轄——軍法會議(刑事訴訟法第二十七條 a)。

第二百一條 上官又ハ下屬官ノ侮辱

軍人カ上官ノ職務履行中之ヲ侮辱シ、其侮辱カ暴力行爲ニヨリテ爲サレタルモノナルトキハ最低一ケ年ノ期間ノ嚴重ナル隔離ニヨル監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

但シ言語又ハ非暴力行爲ニヨリテ侮辱シタルトキハ最低六ケ月ノ期間ノ監禁ニ處シ、減輕スヘキ情狀ノ

存スルトキハ懲戒法ノ規定ニ從ヒテ之ヲ罰ス

但シ上官カ其下位ニ立ツ軍人ニ對シ前掲ノ條件ノ下ニ前掲ノ行爲ヲ犯シタルトキハ前掲ノ刑ヲ以テ之ヲ

處罰ス

管轄——軍法會議(刑事訴訟法第二十七條 a)。

第二百二條 抗 命

軍人ガ職務上上官ノ適法ニ下シタル命令ヲ履行セサルトキハ最低一年ノ期間ノ嚴重ナル隔離ニヨル監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

前項ノ行爲ヲ戰時狀態ニ於テ犯シタルトキハ最低二年ノ期間ノ監禁又ハ最重刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

命令ノ不履行カ明ラカニ意識喪失又ハ不注意ノタメニ爲サレタルモノナルトキハ懲戒法ノ規程ニ從ヒテ之ヲ處罰ス

管轄——軍法會議(刑事訴訟法第二十七條 a)。

一、下屬官は上官の命令は、明らかに犯罪的なる命令に非ざる限り、一切之を履行せざるべからず。若し命令が違法的又は有害なるものと思惟せらるゝときは、反問することを要するなり。反問によりて命令が確かめられたるときは、次の上位の委員に書面にて通知したる後、之を履行せざるべからず。

(一九二三年四月十二日の最高裁判所幹部會議の説明——ソヴィエツト司法週報、一九二三年、四七九

頁)。二、最重刑は銃殺なり。(第三十三條)。

第二百三條 抗 拒

適法ニ與ヘタル軍事上ノ命令又ハ軍事上ノ布告ノ履行ニ反抗シタルトキハ刑法典第八十六條ニ定メタル刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

但シ戰時狀態中ニ右ノ行爲アリシトキハ暴行ニヨラスシテ之ヲ犯セルトキト雖モ刑法典第八十六條第一項ニ定メタル刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——軍法會議(刑事訴訟法第二十七條 a)。

適法なる命令につきましては第二百二條の註一を参照すべし。

第二百四條 逃亡ノ概念

(一九二二年十一月十一日ノ新法ノ編纂ニ據ル)

軍人カ六日以上ニ互リ無斷ニテ部隊又ハ職務ヲ遺棄シタルトキハ自首シタルトキト雖モ逃亡ト看做ス

但シ軍人カ六日未滿無斷ニテ部隊又ハ職務ヲ遺棄シタルトキハ自首シタルトキニ限り無斷離隊ト看做シ懲戒法ニ從ヒテ之ヲ處罰ス 戰時狀態中ニ部隊又ハ職務ヲ遺棄シタルトキハ其期間ノ如何ニ拘ラス逃亡ト看做シ、逃亡トシテ之ヲ處罰ス

派遣、短期歸休、病氣歸休、送致、兵舎移轉及ヒ其他之ニ類スル場合ニ於テ正當ノ時期ニ之ヲ届出サル

軍人ハ逃亡又ハ無斷離隊ノ廉ニヨリ之ヲ處罰ス

管轄——軍法會議(刑事訴訟法第二十七條 a)。

逃亡の科刑につきましては第二百五條を参照すべし。

第二百五條 逃亡ノ科刑

(一九二二年十一月十一日ノ新法ノ編纂ニ據ル)

逃亡カ初犯ナルトキハ左ノ如ク之ヲ處罰ス

- (a) 輕減スヘキ情狀ノ存スルトキ及ヒ政治的意識ノ缺如シ居ルトキハ六ヶ月以下之ヲ刑事部ニ移付シ且ツ二百金一ふるノ全價格ニ於ル財産ノ一部ヲ強制的ニ沒收ス
- (b) 減輕スヘキ情狀ノ存セサルトキハ一年以下ノ監禁並ニ最低三百一ふるノ全價格ニ於ル財産ノ強制的沒收ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——軍法會議(刑事訴訟法第二十七條 a)。

第二百五條 a 累犯ノ逃亡

(一九二二年十一月十一日ノ新法ニヨリテ添加)

逃亡ヲ二回犯シタルトキハ三年以下ノ監禁並ニ最低三百金一ふるノ全價格ニ於ル財産ノ一部ノ強制的

沒收ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——軍法會議（刑事訴訟法第二十七條 a）。

第二百五條 b 反覆累犯ノ逃亡

（一九二二年十一月十一日新法ニヨリテ添加）

逃亡ヲ三回犯シタルトキハ最低三ヶ年ノ嚴重ナル隔離ニヨル監禁並ニ全財産ノ強制的沒收ヲ以テ之ヲ處罰ス

此場合ニアリテハ裁判所ハ第四十二條ニ從ヒ被告人ノ權利剝奪ノ問題ヲ審議シタル上、該軍人ノ爾後ノ兵役義務履行ノ方法ヲ判決ニ於テ定ム

管轄——軍法會議（刑事訴訟法第二十七條 a）。

第二百五條 c 戰時中ニ於ル逃亡若ハ司令官ノ逃亡

（一九二二年十一月十一日新法ニヨリテ添加）

赤衛軍人ノ初メテ犯シタル逃亡ニシテ戰時中又ハ戰時狀態中ニ其逃亡者ノ所屬セル部隊又ハ官廳ヨリシタルトキ、並ニ平時及ヒ戰時中ニ軍司令部、行政部又ハ監督部々部カ逃亡シタルトキハ最重刑ニ處シ、減輕スヘキ情狀ノ存スルトキハ最低三年ノ監禁及ヒ財産ノ沒收ヲ以テ之ヲ處罰ス 但シ戰時中ニ於テハ監禁ニ關スル判決ハ、其赤衛軍人ノ個人的刑罰ニ關スル限り、之ヲ軍事行動ノ終了スルマテ停止シ且ツ受刑者

ハ軍隊又ハ艦隊ノ活動的部隊ニ之ヲ編入スルモノトス 但シ軍司令部及ヒ軍監督部ノ部員ニ就キテハ監禁ニ關スル判決ハ平時ニアリテハ絕對ニ權利ノ剝奪ヲ隨伴シ、戰時ニアリテハ其一般赤衛軍人ニマテ奪位セラレタル者ヲ軍隊又ハ艦隊ノ活動部隊ニ編入スル程度ニ於テ其權利ヲ剝奪ス

管轄——軍法會議（刑事訴訟法第二十七條 a）。

最重刑は銃殺なり。（第三十三條）

第二百六條 假裝

（一九二二年十一月十一日新法ノ編纂ニ據ル）

軍人カ何等カノ創傷ヲ設ケ又ハ其他ノ詭計（聾者、啞者、盲者、精神病者、等ヲ假裝スルコト）ニヨリテ兵役ノ履行ヲ拒ミ、並ニ右ノ行爲ノ實行ヲ教唆シ、及ヒ之ヲ幫助シタルトキハ三年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰シ、之ニ財産ノ沒收ヲ併合シ或ハ併合セス 前項ノ行爲ヲ戰時又ハ戰時狀態中ニ犯シタルトキハ最重刑又ハ最低三年ノ嚴重ナル隔離ニヨル監禁及ヒ財産ノ沒收ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——軍法會議（刑事訴訟法第二十七條 a）。

最重刑ハ銃殺なり。（第三十三條）

第二百七條 軍物品ノ浪費

浪費、即チ軍人ニ（着用ノタメ）交付シタル官服及ヒ彈藥等ノ物品ヲ軍人カ違法的ニ賣却シ、並ニ之ヲ故ニ汚損シ、及ヒ之ヲ監視セスシテ且ツ不當ノ場所ニ留棄シタルトキハ一年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス但シ減輕スヘキ情狀ノ存スルトキハ徵戒法ノ規程ニ從ヒテ之ヲ處罰シ且ツ浪費、汚損又ハ留棄シタル物品ノ價格ヲ賠償セシム

職務上ノ使用ノタメ該犯人ニ交付シタル銃砲、藥莢、及ヒ馬匹ニ就キ前項ノ行爲ヲ犯シタルトキハ最低一年ノ期間ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

戰時中又ハ戰時狀態中ニ右ノ行爲ヲ犯シタルトキハ、本條第一項ニ掲ケタル場合ニアリテハ最低一年ノ期間ノ監禁ニ處シ、本條ノ第二項ニ掲ケタル場合ニアリテハ最低三ケ年ノ監禁又ハ最重刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

如何ナル理由（買入、交換、贈與、質入）等ニ出テタルヲ問ハス軍人ヨリ本條ニ掲ケタル物品ヲ知りテ受取タル者ハ共犯トシテ之ヲ處罰ス

管轄——軍法會議（刑事訴訟法第二十七條 a）。

- 一、最重刑は銃殺なり。（第三十三條）。
- 二、最後の項は贓品故買を規定し居るものにして、第百八十一條の例外なり。

第二百八條 守衛罪

軍人カ法律上ノ守衛勤務規定及ヒ此ノ規定ニ關シテ與ヘタル特別ノ命令及ヒ布告ニ違反シ何等有害ナル結果ヲ誘起セサリシトキハ一年以下ノ期間ノ監禁ニ處シ又ハ懲戒法ノ規定ニ從ヒテ之ヲ處罰ス

前項ノ條件ノ下ニ於テ犯シタル前項ノ行爲カ監獄、金匱貯藏所及ヒ金錢匱、兵器、彈藥及ヒ爆發物倉庫ニ立テタル守衛ニ當リテ之ヲ爲シタルモノナルトキ並ニ特ニ重大ナル國家又ハ軍事的意義ヲ有スル守衛ニ當リテ犯シタルモノナルトキハ二年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

右ノ行爲カ其防止ノタメニ當該守衛ヲ設置シタル所由ノ有害ナル結果ヲ誘致シタルトキハ平時ニ於テハ最低三ケ年ノ期間ノ嚴重ナル隔離ニヨル監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

但シ戰時中又ハ戰時狀態中ニアリテハ最重刑ヲ以テ之ヲ處罰ス 但シ減輕スヘキ情狀ノ存スルトキハ之ヲ最低三ケ年ノ期間ノ嚴重ナル隔離ニヨル監禁ニマテ減輕スルモノトス

註、守衛勤務規ノ違反ニシテ他人カ本法典ノ他ノ諸章ニ定メタル犯罪ヲ爲サムトスルヲ幫助セムトスルノ目的ヲ以テ爲サレタルモノナルトキハ刑ハ刑法典第三十條ノ犯罪多數ニ關スル規定ニ從ヒテ之ヲ量定ス

管轄——軍法會議（刑事訴訟法第二十七條 a）。

第二百九條 越權

軍司令官ノ權限踰越又ハ不作爲カ惡意的目的ヲ有セスシテ爲サレタルモノニシテ其委託ヲ受ケタル兵力並ニ資料ノ混亂ヲ來サス又ハ其他ノ特ニ重大ナル結果ヲ誘致セサリシトキハ三年以上ノ嚴重ナル隔離ニヨル監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

前項ノ行爲カ犯行者ニ委託シタル武装の兵力及ヒ資料ノ全般的混亂、又ハ兵亂、又ハ正常ナル供給ノ妨害、若クハ右ノ兵力及ヒ資料ノ滅失又ハ機密及ヒ戰略ノ漏洩又ハ其他ノ重大ナル結果ヲ誘致シタルトキハ最低一年ノ期間ノ嚴重ナル隔離ニヨル監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

右ノ行爲ニシテ利慾的若クハ其他ノ個人的動機ヨリ之ヲ犯シタルトキ又ハ本條ノ第一項ニ掲ケタル結果ヲ誘致セサリシトキハ最低三年ノ監禁ニ處ス、但シ前掲ノ結果ヲ誘致シタルトキハ最重刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——軍法會議(刑事訴訟法第二十七條 a)。

第二百十條 司令官ノ抗命

軍司令官カ其受ケタル指令若クハ其他戰爭ニ關シテ與ヘラレタル指圖ヲ猥リニ違背シ、其委託セラレタル部隊、城塞、其委託セラレタル軍艦ヲ敵ニ引渡シ、並ニ城塞、軍艦、大砲、砲陣、兵糧、及ヒ其他交戦手段ニ屬スル物品ヲ廢棄若クハ使用ニ堪エサラシメタルトキハ其行爲ニシテ何等敵ヲ援助セムトスルノ目

的ナク單ニ該司令官カ戰況ノ利不利ニ關スル評價ヲ過リタル爲メニ之ヲ犯シタルモノナル場合ニアリテハ最低一年ノ期間ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

右ノ行爲カ敵ヲ援助セムトスルノ目的ニテ之ヲ犯シタルモノナルトキハ刑法典第五十八條ニ定メタル刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——軍法會議(刑事訴訟法第二十七條 a)。

第二百十一條 逃走、さばたじゆ

戰闘中無斷ニテ戰場ヲ立去リ又ハ戰況ノタメナラサルニ故意ニ捕虜トナリ若クハ戰闘中兵器ノ使用ヲ拒ミタルトキハ第五十八條ニ定メタル刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——軍法會議(刑事訴訟法第二十七條 a)。

第二百十二條 敵トノ交通

軍人カ戰時中敵軍中ニ在ル者、敵ノ勢力内ニ在ル者又ハ敵ノ軍隊ノ占領地ニ在ル者ト直接若クハ他人ヲ介シテ通信及ヒ通謀シタルトキハ三年以上ノ嚴重ナル隔離ニヨル監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス、軍人カ敵ニ有利ナラシメントノ目的ナクトモ軍事行爲ニ影響スル虞アル方法ヲ以テ報告ヲ傳達シタルトキハ最低三ヶ年ノ嚴重ナル隔離ニヨル監禁ニ處ス。

管轄——軍法會議（刑事訴訟法第二十七條 a）。

第二百十三條 間 牒

軍事間牒、即チ代理者ヲシテ敵ニ之ヲ知ラシムレハ共和國ニ對スル其敵對行為ニ於テ敵ヲ援助シ得ル如キ一切種類ノ報告ヲ蒐集及ヒ傳達セシメ以テ敵軍ニ奉仕シタルトキハ刑法典第六十六條ニ定メタル刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——軍法會議（刑事訴訟法第二十七條 a）。

普通の間牒につきましては第六十六條、參照。

第二百十四條 掠 奪

掠奪、即チ戰時狀態中ニ武器ヲ以テ威嚇シ且ツ其押收ハ軍事目的ニ必要ナリトノ口實ヲ設ケテ非軍人ノ所有ニ係ル物件ヲ違法ニ押收シ並ニ利慾的目的ヲ以テ死亡者及ヒ負傷者ノ物ヲ押收シタルトキハ第七十六條ニ定メタル刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——軍法會議（刑事訴訟法第二十七條 a）。

第八章 人民保健、一般保全及ヒ公ノ秩序ヲ保護スル規定ノ違反

第二百十五條 毒物ノ取引

（一九二三年七月十日ノ新法ノ編纂ニ據ル）

之ニ關スル權利ヲ有セサル者カ有毒物及ヒ強烈ナル作用ヲ有スル藥物ヲ作製、貯藏及ヒ販賣シタルトキハ三百金一以下の金錢刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官（裁判所の令狀——刑事訴訟法第二十五條、第一項。）

本稿の終に収録したる刑法典附則を參照すべし。

第二百十六條 傳染病ノ届出怠慢

（一九二四年十月十六日ノ新法ノ編纂ニ據ル）

其義務ヲ負ヘル者カ傳染病又ハ家畜斃死ノ件ニ就キ管轄官廳ニ届出ヲナササリシトキハ行政手續ニヨリ強制労働又ハ三十以下の金錢刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官（裁判所の令狀——刑事訴訟法第二十五條、第一項。）

本稿の終に収録せる刑法典附則を參照すべし。

第二百十七條 保護規定ノ違反

法律又ハ拘束力ヲ有スル布告ヲ以テ定メタル建築、衛生及ヒ火災保護規定ヲ建築工事ニ當リテ履行セス又ハ違反シタルトキハ強制労働又ハ三百金一以下の金錢刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官（裁判所の令狀——刑事訴訟法第二十五條、第一項。）

第二百十七條 鑛業規定ノ違反

(一九二四年十月十六日ノ新法ニヨリテ添加)

秩序及ヒ保全ノ保護ニ就キ法律又ハ拘束力ヲ有スル布告ヲ以テ定メタル鑛業ニ關スル規定ヲ履行セス又ハ違反シタルトキハ行政手續ニヨリ強制労働又ハ三百以下ノ金銭刑ヲ以テ之ヲ處罰ス(一九二四年十月十六日ノ新法ニヨリテ定メタル刑法典附則ヲ參照スヘシ)。

管轄——單獨判事としての人民裁判官(刑事訴訟法第二十五條、第一項)。

本稿の終に収録し置きたる刑法典附則を參照すべし。

第二百十七條(一) 火災豫防規定ノ違反

(本條ハうくらいなノミニ之ヲ施行ス)

法律又ハ拘束力ヲ有スル布告ヲ以テ定メタル火災豫想處置ニ違反シタルトキハ三百金以下ノ金銭刑又ハ一年以下ノ強制労働若クハ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

第二百十七條(二) 人民保健ニ關スル規定ノ違反

(本條ハうくらいなノミニ之ヲ施行ス)

法律又ハ拘束力ヲ有スル布告ヲ以テ發布シタル國民ノ健康ヲ保護スル規定ニ違反シタルトキハ三百金以下ノ金銭刑又ハ強制労働ヲ以テ之ヲ處罰ス

疫病ノ流行中又ハ疫病ノ危險アルコトヲ警告シアル土地ニ於テ前掲ノ規定ニ違反シ若クハ疫病ノ蔓延ヲ誘致シタルトキハ五百金以下ノ金銭刑又ハ最低三ヶ月ノ強制労働若クハ最低一年ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

第二百十八條 交通保護規定ノ違反

(一九二三年七月十日ノ新法ノ編纂ニ據ル)

法律又ハ拘束力ヲ有スル布告ヲ以テ陸上、水上及ヒ空中ノ交通路ニ於ル交通ノ秩序及ヒ保全ノ保護ニ就キ定メタル規定ヲ履行セス又ハ之ニ違反シタルトキハ三百金以下ノ金銭刑又ハ強制労働ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官(刑事訴訟法第二十五條、第一項)。

第二百十九條 保安機關ニ對スル抗命

部署ニ在ル民兵署ノ機關、軍衛部並ニ其他公ノ保全及ヒ安寧ヲ保護スルコトヲ職務トスル一切ノ官廳ノ法律的命令又ハ要求ヲ履行セサルトキハ強制労働又ハ三百金以下ノ金銭刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官(刑事訴訟法第二十五條、第一項)。

第二百二十條 火器ノ不法所持

(一九二四年十月十六日ノ新法ノ編纂ニ據ル)

正規ノ許可ヲ受ケスシテ火器ヲ所持スルトキハ行政手續ニヨリ三ヶ月以下ノ強制労働又ハ三百る一ふる以下ノ金銭刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官（刑事訴訟法第二十五條、第一項）。

刑法典附則を参照すべし。

第二百二十條 a 狩獵及ヒ漁獵ニ關スル規定ノ違反

（一九二四年十月十六日ノ新法ニヨリテ添加）

法律又ハ拘束力ヲ有スル布告ヲ以テ定メタル狩獵及ヒ漁獵ニ關スル規定ニ違反シタルトキハ行政手續ニヨリ三ヶ月以下ノ強制労働又ハ三百る一ふる以下ノ金銭刑ヲ以テ之ヲ處罰ス（一九二四年十月十六日ノ新法ヲ以テ定メタル刑法典附則ヲ参照スヘシ）。

管轄——單獨判事としての人民裁判官（刑事訴訟法第二十五條、第一項）。

本稿の終りに収録したる刑法典附則を参照すべし。

第二百二十一條 發動機ノ据附ニ關スル規定ノ違反

（一九二四年十月十六日ノ新法ノ編纂ニ據ル）

法律又ハ拘束力ヲ有スル布告ヲ以テ定メタル機械發動機ノ据附ニ關スル技術的規定ニ違反シタルトキハ行政手續ニヨリ三ヶ月以下ノ強制労働又ハ三百る一ふる以下ノ金銭刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官（刑事訴訟法第二十五條、第一項）。

刑法典附則を参照すべし。

第二百二十二條 虚偽ノ身分證書

（一九二四年十月十六日ノ新法ノ編纂ニ據ル）

他人ノ身分證書ヲ使用シテ生活ヲ營ムトキハ行政手續ニヨリ三ヶ月以下ノ強制労働又ハ三百る一ふる以下ノ金銭刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官（刑事訴訟法第二十五條、第一項）。

刑法典附則を参照すべし。

第二百二十二條 a 不法ナル勳章佩用

（一九二四年十月十六日ノ新法ニヨリテ添加）

之ニ就キ權利ヲ有セサル者カ赤色勳章又ハ労働者勳章ヲ佩用シタルトキハ百る一ふる以下ノ金銭刑ニ處シ、其勳章ヲ沒收シ、及ヒ受刑者ノ費用ヲ以テ右判決ヲ新聞紙ニ公表スルモノトス

管轄——單獨判事としての人民裁判官（刑事訴訟法第二十五條、第一項）。

第二百二十三條 不法ナル居所遺棄

（一九二四年十月十六日ノ新法ノ編纂ニ據ル）

行政官廳又ハ裁判官廳ノ適法ナル指令ヲ以テ定メタル一定ノ居所ヲ無斷ニ遺棄シタルトキハ行政手續ニヨリ三ヶ月以下ノ強制労働又ハ三百圓以下ノ金銭刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官（刑事訴訟法第二十五條、第一項）。

一定の居所の指定は行政刑罰手續によりてのみ之を爲すことを得。本手續に關する規定は一九二二年八月十日の行政上の放逐に關する命令——法令全輯、一九二二年、第六百四十六條——（本稿の終に之を收録す）中に示されてあり。

一定の居所の指定は裁判上の刑罰としては之を爲すことを得ず。社會的保護處置としては一定の土地よりの立退のみを命ずることを得るにすぎず。（刑法典第四十六條 d）犯行者が立退を命ぜられたる土地に歸還したる場合につきては、第二百二十三條を以て之を處罰することを得ざるなり。これに反し刑事訴訟に於て、犯人に對し一定の土地を遺棄することを得ざる義務を科することを得るなり。（第四百十三條以下、參照）

刑法典附則を參照すべし。

第二百二十四條 印刷物ノ不法ナル複製

（一九二三年七月十日ノ新法ノ編纂ニ據ル）

印刷物ノ複製及ヒ發表ニ關スル規定並ニ拘束力ヲ有スル布告ニ違反シタルトキ及ヒふお—ときにつえん

するノ規定ニ違反シタルトキハ強制労働又ハ三百圓以下ノ金銭刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官（刑事訴訟法第二十五條、第一項）。

第二百二十五條 印刷所及ヒ石版所

（一九二四年十月十六日ノ新法ノ編纂ニ據ル）

印刷所及ヒ石版所ノ開設並ニ經營ニ關スル規定及ヒ拘束力ヲ有スル布告ニ違反シタルトキハ行政手續ニヨリ三ヶ月以下ノ強制労働又ハ三百圓以下ノ金銭刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官（刑事訴訟法第二十五條、第一項）。

刑法典附則を參照すべし。

第二百二十六條 報告義務ノ違反

組合會社及ヒ労働あるて—る並ニ其聯合ノ理事會ノ長、及ヒ商工業ノ目的ヲ追求スル各種ノ會社ノ長、並ニ自己ノ所有ニ懸ル企業又ハ國家ヨリ賃借シタル企業ヲ使用スル私人企業ノ長カ事業ノ經過、其生産力、人員ノ變動、等ニ就キ、中央及ヒ地方官廳ノ定メタル形式ニ從ヒ正當ノ時期ニ報告ヲ提出セサルトキハ三百圓以下ノ金銭刑ヲ以テ之ヲ處罰シ、反覆之ヲ犯シタルトキハ更ニ強制労働ヲ併合ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官（刑事訴訟法第二十五條、第一項）。

本規定は、國家機關に非ざる會社の活動に關する監督權を保障し居るものなり。

國家機關に非ざる會社といふは、先づ第一に、ロシアに廣く行はれ居るところの、而して新經濟政策の採用後再び國有たることを廢止せられたる、組合即ちこれなり。

アルテールと云ふはロシアの法律生活の特徴たる労働組合なり。アルテールは、共同の利益のため相互の保證の下に一定の仕事又は手工業を實行し及び組合員の個人的労働によりて勞務給付及び職務行爲を履行するために、造られたるものなり。

會社のことは民法典に規定しあり、フロイソンドのソヴェットロシアの民法、二二四頁以下を参照すべし。

若し本條の行爲を國營企業の長が犯したるときは、第百十八條によりて處罰せらるゝものとす。

第二百二十六條 a 印紙税

(一九二三年七月十日ノ新法ニヨリテ添加)

印紙税ヲ支拂フヘキコトヲ規定シアル證書及ヒ業務用書類並ニ商業帳簿ノ保管ニ關シテ定メタル規定ニ違反シ、及ヒ印紙税ニ關スル検査ニ當リテ證書、書類及ヒ帳簿ヲ官吏ニ提示セサルトキハ三百金ル一ぶる以下ノ金銭刑又ハ二ヶ月以下ノ強制労働ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官(刑事訴訟法第二十五條、第一項)。

第二百二十六條 b 官廳ニ對スル虚偽ノ報告

(一九二三年七月十日ノ新法ニヨリテ添加)

商工企業其他ノ組合及ヒ會社カ業務開始等ニ當リ法律ニ定メタル諮問表又ハ登記ニ就キ國家ノ官廳又ハ官吏ニ交附スル陳述ニ於テ知リテ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ三百金ル一ぶる以下ノ金銭刑若クハ二ヶ月以下ノ強制労働ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判所(刑事訴訟法第二十五條、第一項)。

第二百二十七條 宗教的儀式ニヨル交通妨害

法律又ハ強制規定ニ反シテ宗教的慣習又ハ禮拜儀式ニヨリ他人ノ移動ノ自由ヲ公然妨害若クハ阻止シタルトキハ強制労働又ハ三百金ル一ぶる以下ノ金銭刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

管轄——單獨判事としての人民裁判官(刑事訴訟法第二十五條、第一項)。

宗教行爲の妨害につきましては第百二十五條を参照すべし。

刑法典第九十七條ニ關スル附則

一、人民代議員會命令拔萃

私人及ヒ會社ノ財産ノ徵發及ヒ沒收ニ關スル件

第十條、左ニ掲ケタル物件ハ之カ保管ニ就キ正規ノ許可ヲ受ケ居ラサルトキハ強制的ニ之ヲ政府ニ無償

ニテ引渡サシメ、及ヒ之ヲ發見シタルトキハ沒收シ且ツ其保管ニ就キ刑法上ノ責任ニ問フ

(a) 兵器、爆發物、武裝用具、飛行器具

(b) 電信及ヒ無線電信用具

(c) 無効ノ有價證券

註、管轄機關ノ定メタル期間内ニ自ラ本條ニ掲ケタル物件ヲ引渡シタル者ハ刑法上ノ責任ヲ免ス

一九二一年十月十七日

(法令全輯、一九二一年、第五百六十四條ヲ以テ公布)

二、人民代議員會命令拔萃

關稅保護ニ關スル件

第十四條、左ニ掲ケタル法律違反

- (a) 稅關ヲ廻避シテ馬匹、駄獸、機械的及ヒ其他ノ交通並ニ輸送手段ニヨル禁制品ノ運搬
- (b) 特ニ其隱蔽ノタメニ設ケタル場所ニ運搬シテ禁制品ノ隱蔽並ニ他ノ商品ニ關スル關稅納付證明書ヲ附シタル運搬
- (c) 多數人參加シテ稅關ヲ廻避シテ商品ヲ運搬又ハ搬入スルコトニヨリテ犯シタル禁制違反

(d) 禁制品ニ對スル虛偽ノ、又ハ他ノ商品ニ與ヘタル真正ノ、關稅納付證、鉛封印、封緘、印票、紐帶

ノ故意ナル添付、ハ該商品ヲ押收シ及ヒ二倍ノ金額ノ刑ヲ科スル他刑法典第九十七條ニヨリテ之ヲ處

罰ス

註、禁制品ノ運搬ニ使用シタル運搬手段ハ裁判所ノ判決ニ基キテ之ヲ沒收スルコトヲ得。

第十五條、左ニ掲ケタル法律違反

- (a) 禁制ヲ犯シタル者カ稅關ヲ廻避シテ其商品ヲ運搬又ハ搬入スルニ當リ武器ヲ携帯シ居タルトキ
- (b) 禁制品ヲ運搬スル爲メニ組織セラレタル徒黨ニ加入シタルトキ
- (c) 禁制品ノ取引、並ニ禁制品ヲ販賣スルノ目的ニテ保管シ又ハ引受ケ、及ヒ營業トシテ之ヲ賣買シタルトキ
- (d) 官吏カ其服務義務ノ履行ニ當リテ禁制品ヲ運搬シ又ハ之ニ參加シタルトキ
- (e) 一九二一年十月十七日ノ命令第十條ノ (a)、(b)、(c) ニ掲ケタル物品ヲ秘カニ運搬又ハ搬入シタルトキ、ハ該商品ヲ押收シ

及ヒ二倍ノ金額ノ金錢刑ヲ科シ(第十二條)、更ニ刑法典第九十七條第二項ニヨリテ之ヲ處罰ス

第二十三條、密輸ニ關スル事件ハ沒收又ハ金錢刑ニヨル沒收(價金)ノミヲ定メアル場合ニアリテハ稅

關之ヲ裁決ス

一九二二年九月一日

(法令全輯、一九二二年、第五十八號、第七百三十四條ヲ以テ發布)

三、全露中央執行委員會及ヒ人民代議員會命令拔萃

通貨價值ノ外國輸出及ヒ送致ノ手續ニ關スル件

第一條 外國ヲ旅行スル者ニ對シテハ外國通貨ノ自由輸出、外國通貨ニヨレル爲替及ヒ小切手、貴金屬地金及ヒ寶石製品ノ送致ハ一人ニツキ總額二百金ル一ぶるマテ、家長ノ旅券ニヨリテ旅行スル家族員一人ニツキテハ公定相場ニヨル一百金ル一ぶるノ金額マテハ之ヲ許ス。但シ、該等ノ通貨ノ賣買ハ、該等ノ通貨ノ賣買ノ註、旅行者カ之ニ關スル國際協定ノ適用ヲ受クル者ナル場合ニハ右協定ニ定メタル規定ヲ適用スルモノトス。

第五條 本布告ノ規定ニ違反シテ通貨價值(第一條)ヲ外國ニ自由ニ輸出シタルトキハ刑法典第九十七條ニヨリ之ヲ處罰ス。違法ニ運搬シタル通貨價值ハ之ヲ禁制品トシテ税關ニ沒收ス但シ右ノ價值(記名手形、爲替手形、委託信用證券、等)ヲ換金スルコトヲ得サルトキハ公定相場ニ從ヒ右ノ價值ノ全價格ノ額ノ金錢刑ヲ國庫ニ徵收ス。

一九二三年四月十九日

(法令全輯、一九二三年、第三十二號、第三百六十條ヲ以テ公布)

刑法典附則

(一九二四年十月十六日ノ新法ニヨリテ添加)

刑法典第四百十條 d 第七百七十六條第一項、第二百十六條、第二百十七條 a、第二百二十條、第二百二十條 a、第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十五條ノ刑罰ノ科刑手續ニ關シ左ノ規定ヲ刑法典附則トシテ採用ス。

(a) 前掲諸條ニ掲ケタル違反ノ場合ニハ民兵署ノ機關、及ヒ第二百十七條 aノ場合ニハ勞働保護監督、調書ヲ作成シ、其作成ノ職權ヲ有スル官吏、並ニ犯人、及ヒ之アル場合ニハ證人ハ右ノ調書ニ署名スルモノトス。犯人カ右調書ニ署名スルコトヲ拒絶シタルトキハ拒絶ノ理由ヲ記載シテ之ヲ調書ニ記入ス。犯人ノ拒絶ハ (b)ニ掲ケタル調書ヲ送付スルコトヲ妨ケス。

(b) 調書ハ遲滯ナク之ヲ縣執行委員會ノ行政部又ハ郡執行委員會ノ幹部會ニ之ヲ送付シ右ノ行政部又ハ幹部會ハ犯人ニ相當ノ刑ヲ科スルコトニ就キ議決ヲ爲ス。右決議ハ縣執行委員會行政部ノ長及ヒ郡ニアリテハ郡執行委員會々長又ハ其代理者之ニ署名シタル後遲滯ナク之ヲ執行ス。註、調書ニヨリテ當該犯人カ裁判手續ニヨリ訴追スヘキ行爲ヲ犯シタルモノナルコトヲ認メ得ルトキハ

事件ハ之ヲ相當ノ管轄裁判所ニ移付ス

(c) 行政手續ニヨリテ刑ヲ科スルニ當リテハ左ノ規定ヲ守ルコトヲ要ス

一、決議ニハ犯人ノ人物、其犯シタル違反並ニ刑量ヲ記載スルコトヲ要ス

二、犯人ニ歸シタル犯行ハ前ニ引用シタル刑法典ノ諸條ニ掲ケタル行爲ト正確ニ一致スルコトヲ要ス

三、行政手續ニヨル刑ヲ科スル前ニ前掲ノ行爲ヲ裁判所ニ引渡シテ判決セシメタルトキハ犯人ハ其行爲

ニ就キテハ之ヲ行政手續ニヨル刑ニ服セサラシムルコトヲ得

(d) 科刑ニ關スル決議ハ書面的形式ニ之ヲ作成シ、且ツ其執行ヲ受タル者ニ之ヲ示スコトヲ要ス

(e) 行政罰ヲ受ケタル者ニシテ不服アルトキハ所管ノ執行委員會ノ幹部會ニ就キ自己ニ對シテ發セラレ

タル決議ノ再審査ヲ申請シ、又ハ審級順序ニヨリ抗告ヲ以テ右ノ決議ヲ取消スコトヲ得 抗告ノ提起ハ執

行ヲ妨クルコトナシ

(f) 行政手續ニヨリ知リテ不正ナル科刑ヲ爲シタルトキハ刑ヲ取消シ更ニ右ノ刑ヲ科シタル官吏ノ裁判

手續ニ於ル個人的責任ヲ惹起スルモノトス

ろしあ社會主義聯邦そぐいえつこ共和國ニ所屬スル

自治共和國及ヒ自治領ノ爲メノ

刑法典補則

(一九二四年八月十六日ノ新法ニヨリテ添加)

自然民族ノ罪

A、さるぎす及ヒとるぎすたん自治社會主義

そぐいえつこ共和國ニ關スル分

第二百二十八條 く ん

くん (Kun) 即チさるぎす族 (とるぎすたん族) ノ習慣ニヨリ殺害者、其親族又ハ氏族カ復讐及ヒ刑罰

ヲ免レシムル内濟金トシテ被殺害者ノ親族又ハ氏族ニ支拂フ財産的損害賠償ヲ受領シタルトキハ其くんヲ

沒收シ、又ハ受領シタルくんノ額ノ金錢刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

註、殺害又ハ殺害未遂ハ刑法典ノ當該條ニヨリ一般原則ヲ以テ之ヲ處罰ス

第二百二十九條 ばるむた

ばるむた (Barumta) 即チ被害者又ハ其親族ヲシテ強盜犯人又ハ其親族者ニ加ヘ

タル侮辱ニ對シ損害賠償ヲ與ヘサルヲ得サラシメ若クハ之ニ加ヘタル物質的損害ヲ賠償セサルヲ得サラシムルノ目的ヲ以テ猥リニ家畜及ヒ其他一切種類ノ物件ヲ奪取シタルトキハ六ヶ月以下ノ強制労働又ハ五百ル一ぶる以下ノ金錢刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

武装的ばらむた(ばらんだ)ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

ばらむた(ばらんだ)ヲ全氏族カ犯シ又ハ多數人参加シテ組織シタルトキハ首魁、教唆者及ヒ指導者ニ就キテハ三年以下ノ監禁、共犯者ニ就キテハ二年以下ノ監禁、關係者ニ就キテハ一年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

註、ばらむたニヨリテ被害者側ト襲撃者側ノ間ニ惹起セラレタル闘争中ニ誰人タリトモ暴行(殺害、身體傷害、撃打、等)ヲ加ヘラレタルトキハ該暴行ニ一致スル特徴ヲ有スル罪トシテ之ヲ處罰シ、之ニ就キ理由ノ存スルトキハ夫々、正當防衛、正當防衛ノ限度ノ踰越、及ヒ數罪俱發ニ關スル諸規定ヲ適用ス(刑法典第十九條、第四百十五條、第五百十二條及ヒ第三十條)。

第二百三十條 かりむ

さるさす(又ハどるさすたん)自治社會主義をういえつと共和國ノ原始民族ノ習慣ニヨリ婿、其親族又ハ姻族カ嫁ノ親族又ハ姻族ニ家畜、金錢又ハ其他ノ物件ノ形ニ於テかりむ(Kalim)ノ支拂(嫁買ヒ)ヲ爲シ、之ニ因リテ嫁カ自己ノ意思ニ反シテ婿ノ妻タルヘキ義務ヲ生セシメタルトキハ一年以下ノ監禁又ハ

強制労働ヲ以テ之ヲ處罰ス

私人及ヒ官吏カ前項ノ罪ニ加擔シタルトキハ同様ノ刑ヲ以テ之ヲ處罰ス(刑法典第十五條及ヒ第十六條)。

かりむヲ受領シタルトキハ同様ノ刑ヲ以テ之ヲ處罰シ更ニかりむノ額ノ金錢刑ヲ科ス

第二百三十一條 婦女ニ對スル結婚強制

婦女ニ對シ其意思ニ反シテ結婚スルコトヲ強制シ、特ニかりむノ支拂(嫁買ヒ)ニ依リテ之ヲ爲シタルトキハ五年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

第二百三十二條 重婚及ヒ一夫多妻

重婚及ヒ一夫多妻ハ一年以下ノ強制労働ヲ以テ之ヲ處罰ス

B ばしゆきーる自治社會主義をういえつと共和國、からちあえふ||ちえるけつしゆ自治領、あでがいすく自治領、かばるでいの||ばるかるすく自治領ニ關スル分

第二百二十八條 婦女拐取

婚姻成熟ニ達シタル婦女ヲ其意思ニ反シテ之ト結婚セムカ爲メニ拐取シタルトキハ五年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

前項ノ罪ノ共犯者ハ同様ノ刑ヲ以テ之ヲ處罰ス(刑法典第十五條及ヒ第十六條)

第二百二十九條 婦女ニ對スル結婚強制

兩親、後見人又ハ親族カ婚姻成熟ニ達シタル婦女ニ對シ其意思ニ反シテ結婚スヘキコトヲ強制シタルトキハ五年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

第二百三十條 加重的結婚強制

性的成熟ニ達セサル男性又ハ女性ノ者ト結婚シタルトキ若クハ兩親又ハ後見人カ斯ル結婚ヲ強制シタルトキハ刑法典第六十六條及ヒ第六十七條ニ定メタル刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

第二百三十一條 かりむ

ばしゆきーる自治社會主義をういえつと共和國、からちあえふちちえるけつしゆ自治領、あでがいすく自治領若クハかばるでいのばるかるすく自治領ノ原始民族ノ習慣ニヨリテ婿、其親族又ハ姻族カ嫁ノ親族又ハ姻族ニ家畜、金錢又ハ其他ノ物件ノ形ニ於テかりむノ支拂(嫁買ヒ)ヲ爲シ、之ニ因リテ嫁方自己ノ意思ニ反シテ婿ノ妻タルヘキ義務ヲ生セシメタルトキハ一年以下ノ監禁又ハ強制労働ヲ以テ之ヲ處罰ス

私人及ヒ官吏カ前項ノ罪ニ加擔シタルトキハ同様ノ刑ヲ以テ之ヲ處罰ス(刑法典第十五條及ヒ第十六條)。

かりむヲ受領シタルトキハ同様ノ刑ヲ以テ之ヲ處罰シ更ニかりむノ額ノ金錢刑ヲ科ス

第二百三十二條 重婚及ヒ一夫多妻

重婚及ヒ一夫多妻ハ一年以下ノ強制労働ヲ以テ之ヲ處罰ス

C、おいらーと自治領ニ關スル分

第二百二十八條 婦女拐取

婚姻成熟ニ達シタル婦女ヲ其意思ニ反シテ之ト結婚セムカ爲メニ拐取シタルトキハ五年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

前項ノ罪ノ共犯者ハ同様ノ刑ヲ以テ之ヲ處罰ス(刑法典第十五條及第十六條)

第二百二十九條 婦女ニ對スル結婚強制

兩親、後見人又ハ親族カ婚姻成熟ニ達シタル婦女ニ對シ其意思ニ反シテ結婚スヘキコトヲ強制シタルトキハ五年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

第二百三十條 加重的結婚強制

性的成熟ニ達セサル男性又ハ女性ノ者ト結婚シタルトキ若クハ兩親又ハ後見人カ斯ル結婚ヲ強制シタルトキハ刑法典第六十六條及ヒ第六十七條ニ定メタル刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

第二百三十一條 かりむ

おいらーと自治領ノ原始民族ノ習慣ニヨリテ婿、其親族又ハ姻族カ嫁ノ親族又ハ姻族ニ家畜、金錢又ハ其他ノ物件ノ形ニ於テかりむノ支拂(嫁買ヒ)ヲ爲シ、之ニ因リテ嫁カ自己ノ意思ニ反シテ婿ノ妻タルヘキ義務ヲ生セシメタルトキハ一年以下ノ監禁又ハ強制労働ヲ以テ之ヲ處罰ス(刑法典第十五條及ヒ第十六條)。

かりむヲ受領シタルトキハ同様ノ刑ヲ以テ之ヲ處罰シ更ニかりむノ額ノ金錢刑ヲ科ス

第二百三十二條 ばるむた

ばるむた(ばらんだ)即チ被害者又ハ其親族ヲシテ強盜犯人又ハ其親族ニ加ヘタル侮辱ニ對シ損害賠償ヲ與ヘサルヲ得サラシメ若クハ之ニ加ヘタル物質的損害ヲ賠償セサルヲ得サラシメムトスルノ目的ヲ以テ猥リニ家畜及ヒ其他一切種類ノ物件ヲ奪取シタルトキハ六ヶ月以下ノ強制労働又ハ五百ルーブル以下ノ金錢刑ヲ以テ之ヲ處罰ス

武装的ばるむた(ばらんだ)ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

ばるむた(ばらんだ)ヲ全氏族カ犯シ又ハ多數人參加シテ組織シタルトキハ首魁、教唆者及ヒ指導者ニ就キテハ三年以下ノ監禁、共犯者ニ就キテハ二年以下ノ監禁、關係者ニ就キテハ一年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

註、ばるむたニヨリテ被害者側ト襲撃者側ノ間ニ惹起セラレタル闘争中ニ誰人タリトモ暴行(殺害、身體傷害、撃打、等)ヲ加ヘラレタルトキハ該暴行ニ一致スル特徴ヲ有スル罪トシテ之ヲ處罰シ、之ニ就キ理由ノ存スルトキハ夫々、正當防衛、正當防衛ノ限度ノ踰越、及ヒ數罪俱發ニ關スル諸規定ヲ適用ス(刑法典第十九條、第四百十五條、第五百十二條及ヒ第三十條)

D、かるみゆつく族自治領ニ關スル分

第二百二十八條 婦女誘拐

同棲ヲ強制セムカ爲メ婦女ヲ監禁シタルトキ(誘拐)ハ五年以下ノ監禁ヲ以テ之ヲ處罰ス

註、此場合ノ婦女ニ對シテ犯シタル強姦又ハ強姦未遂ハ刑法典第六十九條及ヒ第二十九條ニヨリ一般原則ニ從ヒテ之ヲ處罰ス

號數	年	月	司法資料表題
第一號	大正一〇、二	二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、二	二	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	一一、一	一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	一一、二	二	米國ノ家庭裁判所
第五號	一一、三	三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	一一、四	四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	一一、五	五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	一一、六	六	英蘭及うえーるすノ警察
第九號	一一、七	七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	一一、八	八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規定佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	一一、九	九	英國ノ判事及ますたー論

第一二號	大正一一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	" 一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	" 一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營竝ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	" 一二、一	辯護士倫理
第一六號	" 一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	" 一二、三	英國監獄制度
第一八號	" 一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	" 一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	" 一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	" 一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論
第二二號	" 一二、六	(附) 統一の勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二三號	" 一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
		戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附) 丁抹ノ社會政策的立法概觀

第二四號	大正一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	" 一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會竝ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附) 調停制度概觀
第二六號	" 一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附) 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	" 一二、八	短期自由刑論
第二八號	" 一二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	" 一二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	" 一二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	" 一二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	" 一二、一一	司法制度改良論
第三三號	" 一二、一一	獨逸新經濟法
第三四號	" 一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例
第三五號	" 一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例

第三六號	大正二三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(丁抹、瑞典、諾威之部)</small>
第三七號	" 二三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	" 二三、二	佛國借家借地法
第三九號	" 二三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(英國、加奈陀之部)</small>
第四〇號	" 二三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	" 二三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(南亞之部)</small>
第四二號	" 二三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(濠洲之部)</small>
第四三號	" 二三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(米國之部)</small>
第四四號	" 二三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	" 二三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位附司法行政機關)
第四六號	" 二三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	" 二三、六	瑞西國辯護士法

第四八號	大正二三、七	露西亞事情
第四九號	" 二三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	" 二三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	" 二三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	" 二三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	" 二三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號	" 二三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	" 二三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	" 二三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	" 二三、一一	獨逸國勞務契約法草案及評論(附) 佛國勞働法正文

第五八號	大正二三、一二	米國少年裁判法
第五九號	" 一三、一二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第六〇號	" 一四、一	不定期刑ノ言渡制度
第六一號	" 一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第六二號	" 一四、二	英蘭刑事訴訟法概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記錄
第六三號	" 一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	" 一四、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	" 一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	" 一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	" 一四、四	假釋放
第六八號	" 一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣

第六九號	大正一四、五	諸國刑法草案
第七〇號	" 一四、六	英國司法警察論
第七一號	" 一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七二號	" 一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一編)
第七三號	" 一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書
第七四號	" 一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七五號	" 一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二編)
第七六號	" 一四、九	獨逸國陪審裁判所記錄(附)秋山檢事鈴木判事規察報告書
第七七號	" 一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)
第七八號	" 一四、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概觀)

第七九號	大正一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則編)
第八〇號	" 一四、一二	刑罰に關する制度(其二)
第八一號	" 一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	" 一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第八三號	" 一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八四號	" 一五、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)
第八五號	" 一五、五	陪審制度視察報告書集(附)ガルソン教授述陪審制度論
第八六號	" 一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	" 一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	" 一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	" 一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第九〇號	" 一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	" 一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	" 一五、九	同法行政上より見たる普國區裁判所實務(第三篇)

第九三號	大正一五、九	刑罰に關する制度(其六)
第九四號	" 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
九五號	" 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概觀
九六號	" 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
九七號	" 一五、一一	佛國裁判制度(其一)
九八號	" 一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)
九九號	" 一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
一〇〇號	昭和 二、一	國際行刑會議報告書集(二)
一〇一號	" 二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其一)
一〇二號	" 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其二)
一〇三號	" 二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)

第一〇四號	昭和	二、三	司法に關する法制
第一〇五號	"	二、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務 (第四篇)
第一〇六號	"	二、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務 (第五篇)
第一〇七號	"	二、四	保安處分
第一〇八號	"	二、五	陪審裁判所に於ける發問 (總則篇)
第一〇九號	"	二、五	陪審裁判所に於ける發問 (各論篇)
第一一〇號	"	二、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判 (英國著名裁判 其一)
第一一一號	"	二、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	"	二、七	國際行刑會議報告書集 (三)
第一一三號	"	二、七	國際行刑會議報告書集 (四)
第一一四號	"	二、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察
第一一五號	"	二、八	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書 (總則篇)

第一一六號	昭和	二、九	米國の勞働法制 (上)
第一一七號	"	二、九	米國の勞働法制 (下)
第一一八號	"	二、一〇	刑法草案集 (端西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一一九號	"	二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書 (各論篇)
第一二〇號	"	二、一一	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一二一號	"	二、一一	賭博に關する調査
第一二二號	"	二、一二	佛國の檢察制度
第一二三號	"	二、一二	フレデリック・バイウォータース及ユデイス・トムソン 事件の陪審公判
第一二四號	"	三、一	一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書 (總則篇)
第一二五號	"	三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一二六號	"	三、三	一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書 (各論篇)

第一二七號	昭和 三、 四	刑法改正に關する比較法制資料 (前篇)
第一二八號	" 三、 五	刑法改正に關する比較法制資料 (後篇)
第一二九號	" 三、 六	佛國裁判所の構成に關する法令
第一三〇號	" 三、 七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一三一號	" 三、 九	ソヴェエツト露西亞の法制 (前篇)
第一三二號	" 三、 一〇	ソヴェエツト露西亞の法制 (後篇)
第一三三號	" 三、 一一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習 飲酒者に對する處遇
第一三四號	" 三、 一二	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	" 三、 一二	治安判事論
第一三六號	" 四、 一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究
第一三七號	" 四、 二	刑の量定 (前篇)
第一三八號	" 四、 三	刑の量定 (後篇)
第一三九號	" 四、 四	佛に於ける家族制の變遷

第一四〇號	昭和 四、 五	陪審裁判手續に關する問 (前篇)
第一四一號	" 四、 六	陪審裁判手續に關する問 (後篇)
第一四二號	" 四、 七	徳川禁令考後聚 (第一帙)
第一四三號	" 四、 八	獨逸司法制度 (前篇)
第一四四號	" 四、 九	獨逸司法制度 (後篇)
第一四五號	" 四、 一〇	ソヴェエツト露西亞民法 (前篇)
第一四六號	" 四、 一一	ソヴェエツト露西亞民法 (後篇)
第一四七號	" 四、 一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所
第一四八號	" 五、 一	ソヴェエツト露西亞刑法

終